



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

福祉・人権

障害者差別解消支援協議会の傍聴を

時10月21日(木)、午後2時から、所障害福祉センター、定先着5人、申電話またはファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、福祉総合相談課 ☎655・2758、FAX 620・1720

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対 次の①～④いずれかに該当する人
 ① 次の全てに該当し、市が認定した人、
 ① 市民税非課税世帯、② 世帯の年収が単身世帯で150万円(世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額)以下、③ 世帯の預(貯)金等の額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額)以下、④ 日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤ 医療保険の扶養家族ではない、⑥ 親族等の援助が期待できない、⑦ 介護保険料を滞納していない、
 ⑧ 生活保護受給者、
 ⑨ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、
 ⑩ 利用者負担額(10%相当分)・食費・居住費・宿泊費・

滞在費の25%(老齢福祉年金受給者は50%)、
 ⑪ 個室居住費または滞在費全額、
 ⑫ 利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

調理が困難な高齢者に配食を実施

対 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者世帯等で、調理が困難かつ安否確認が必要な人、
 ⑬ 内市委託事業者が栄養バランスの取れた食事を週2食まで自宅に届ける、
 ⑭ 1食あたり510円(市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は410円)、
 ⑮ 担当のケアマネジャー(いない場合は各小学校区の地域包括支援センター)、
 ⑯ 長寿介護課 ☎620・1637



ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業のご利用を

在宅で生活する要介護1以上の単身高齢者・高齢者世帯に、介護保険制度

対象外の簡単な作業等のサービスを提供します。

⑰ ごみ出し、窓ガラスの清掃、電球取替え等、1回30分以内、月2回まで、
 ⑱ 1回250円(市民税非課税・生活保護受給者は150円)、
 ⑲ 長寿介護課 ☎620・1637

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定を受けて介護サービスを利用している人は、有効期間内に更新手続きをしなければ保険給付が受けられません。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内(できれば有効期間満了1か月前まで)に更新手続きをしてください。
 ⑳ 長寿介護課 ☎620・1637

訪問美容サービス事業のご利用を

対 在宅で生活する外出困難な要介護3～5の65歳以上の高齢者、
 ㉑ 府理容生



活衛生同業組合、府美容生活衛生同業組合の茨木支部加入店の訪問理美容出張費用の助成券を交付、
 ㉒ 1枚につき出張費助成上限千円(施術料実費)、
 ㉓ 年度の上限枚数は申請が4～6月、4枚、7～9月、3枚、10～12月、2枚、1～3月、1枚、
 ㉔ 長寿介護課 ☎620・1637

高齢者生きがいワーカーズ支援事業起業個別相談会

時11月2日(火)、12月7日(火)、午前10時～正午、
 ㉕ 市民活動センター2階会議室、
 ㉖ 対60歳以上の市民、
 ㉗ NPO法人シニアカレッジ ☎657・8814(火)金曜日、午前10時～午後4時

福祉なんでも相談会

時10月2日(土)、午後2時～4時、
 ㉘ 所アプルプラザ茨木3階エスカレーター横、
 ㉙ コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと相談、
 ㉚ 問(社福)慶徳会常清の里CS ☎646・5601

人間関係や家庭環境等の相談は「ユースプラザ」で

所 ① cno(総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館内)、
 ② いばらきLOBBY(豊川のち・愛・ゆめセンター分館内)、
 ③ ベンポスタ・ぱーちスペース(沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内)、
 ④ プラザ・あい(府宮茨木安

威住宅Bー5棟103・Bー22棟集会所)、
⑤エント(ローズWAM内)、**対**おお
むね40歳までのひきこもり、ニート、
不登校等の生きづらさを抱えた子ど
も・若者またはその保護者、**内**面談、
訪問支援、居場所利用、同行支援、**問**
① ☎628・6993 (月・日曜日休み)、
② ☎080・9607・5051 (月・火・
日曜日休み)、③ ☎655・3761 (火・
木・日曜日休み)、④ ☎655・1821
(月・水・日曜日休み)、⑤ ☎080・
1521・4624 (月・火・土曜日
休み)



共同募金にご協力を

10月1日から、共同募金運動(赤い
羽根・歳末たすけあい)が実施されま
す。皆さんから寄せられる善意の募金
は、地域福祉の推進や災害時のボラン
ティア活動の資金等に活かされます。
1人でも多くの温かいご支援をお願い

します。なお、募金の取りまとめは、
自治会等を通じてお願いしています。
【備】口座振替等詳細はお問い合わせく
ださい。【申】10月1日〜12月3日(平
日)に直接、市社会福祉協議会 ☎627・
0033

男女共同参画に関する 市民意識調査にご協力を

市では、男女共同参画に関する市民
の意識等を把握し、今後本市が取り組
むべき施策のあり方を検討するうえで
の基礎資料とするため、市民意識調査
を実施します。10月中旬頃に、18歳以
上の市民(男女各千人を無作為抽出)
に調査票を送付しますので、郵送また
はインターネットでの回答にご協力
ください。【問】人権・男女共生課 ☎620・
1640

いばらきにじいろスペースで 交流しませんか

【時】10月23日(土)、午後6時〜8時、【所】ロ
ーズWAM502、**対**セクシアルマイノリ
ティ当事者とその家族・支援者等、**内**
セクシユアリティのこと等を話せるコ
ミュニティスペース、【問】人権・男女共
生課 ☎620・1640

「府部落差別事象に係る調査等の 規制等に関する条例」 啓発推進月間

同条例は、部落差別事象の発生を防
止し、基本的人権を擁護するため、部

落差別を引き起こすおそれのある個人
や土地に関する事項の調査、報告等の
行為を規制しています。部落差別につ
ながるおそれのある調査の依頼はやめ
ましょう。皆さんのご理解とご協力を
お願いします。【問】府人権擁護課 ☎06・
6210・9282

宅地建物取引業人権推進員制度を ご存知ですか

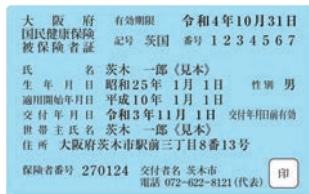
府では、宅地建物
取引における人権問
題をなくすため、業
界団体と連携し、宅
建業者の従事者を対
象に同推進員を養成しています。推
進員がいる店にはステッカーを掲示
しています。【問】府建築振興課 ☎06・
6210・9734



健康保険・年金

新しい被保険者証を送付

現在使用してい
る国民健康保険被
保険者証は、10月
末で有効期限が切
れます。新しい被
保険者証は、簡易
書留で10月中に自
宅へ送付します。
11月1日以降は、必ず新しい水色の被



保険者証をご使用ください。10月26日
までに被保険者証が届かない場合はお
問い合わせください。【問】保険年金課(国
保) ☎620・1631

ジェネリック医薬品(後発医薬品) のご利用を

ジェネリック医薬品は先発医薬品と
同じ有効成分を同量含んでおり、同等
の効き目があると国に認められている
うえ、安価です。また、短期間だけジェ
ネリック医薬品に切り替える「お試し
調剤」から始めることもできます。全
ての薬に対応しているわけではなく、
薬局によっては取り扱っていない場合
もありますので、まずはかかりつけの
医師や薬剤師にご相談ください。【問】国
民健康保険Ⅱ保険年金課(国保) ☎
620・1631、後期高齢者医療保険Ⅱ
府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎
06・4790・2031

予約年金相談のご利用を

年金記録や受給に関する相談は、吹
田年金事務所相談員による出張年金相
談をご利用ください。
【時】10月12日(火)、午前10時〜正午・午後
1時〜4時、1人15分間程度、**所**保険
年金課、**定**先着15人、**内**国民年金、厚
生年金等、**持**年金手帳、基礎年金番号
通知書、厚生年金被保険者証、年金証
書、身分証(顔写真付き以外)は2点必
要、**職**歴メモ(本人以外の場合は指



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。

時【夜間】 10月11日(月)・25日(月)、午後8時まで、**【休日】** 24日(日)、午前9時～午後5時、**所** ①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問** ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時 10月4日(月)・13日(水)・22日(金)、午前9時30分～午後0時20分・午後1時30分～4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ(本人以外の場合委託状)等、**申** 同課(年金) ☎ 620・1632

インターネットによる老齢年金の請求手続きの予約申込を開始

日本年金機構では、全国の年金事務所、年金相談センターで予約制による年金相談を実施しています。老齢年金の請求手続き(緑色の封筒が届いた人は、インターネットからの予約申込が可能になりました。同機構HPから申し込んでください。**問** 吹田年金事務所 ☎ 06・6821・2401

年金保険料の納付は前払いがお得

国民年金保険料(月16610円、

定額式の委任状)等、**申** 10月1日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

税金

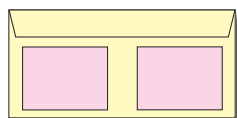
定額保険料)は、10月末までに来年3月分までの6か月分を前払い(前納)すると810円お得になります。納付書は、日本年金機構から送付されています。納付書がない人は、吹田年金事務所から取り寄せてください。**問** 同事務所 ☎ 06・6821・2401

今月の納付(11月1日)まで

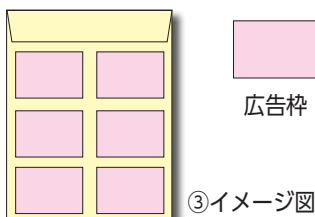
- 市府民税第3期分
- 一般廃棄物処理(清掃)手数料第2期分
- 介護保険料普通徴収第7期分
- 国民健康保険料普通徴収第5期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第4期分

納税通知書等の封筒裏面への 広告掲載企業等を募集

▼下表のとおり、広告の版下作成までの経費は広告主が負担、封筒と封筒の印刷経費は市が負担、**備** 広告原稿(案)はデータと紙で提出、広告主は審査で決定、**申** 11月12日(必着)までに、申込書(市民税課で配付、市HPからダウンロード可)と広告原稿(案)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1614



①②イメージ図



③イメージ図

納税通知書等の種類	通知書等の送付先	発送通数(※)	募集	広告料(1枠当たり)	広告枠	印刷色	広告掲載ができない業種
①個人市府民税	市府民税を個人で納付する人	約63,000通	各2枠	65,000円	縦6cm×横8cm	単色	要綱と基準に掲げるもののほか、証券・商品先物取引業の広告は掲載できません。詳細は市HP参照。
②軽自動車税	軽自動車税の納税義務者	約46,000通		50,000円			
③法人市民税	市内に事業所を有する企業等の本社	約8,600通	6枠	10,000円	縦7cm×横10cm		

※発送通数は納税者数により変動します。

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**☒** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

暮らしのガイド

教育・子ども

教育委員会定例会の開催

時 10月15日(金)、午後2時から、**所**市役所南館6階会議室、**備**内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**問**教育政策課 ☎ 620・1680

就学時健康診断を各小学校で実施

時 10月28日(木)～11月30日(火) (日程は各小学校により異なる、10月中旬に送付する健康診断のお知らせまたは市HP参照)、**所**現住所における就学予定の小学校、**対**来年度小学校入学予定者(平成27年4月2日～28年4月1日生まれ)、**備**お知らせに同封の健康診断票を持参、受診は強制ではありません。**問**学務課 ☎ 620・1681



夜間学習室のご利用を

時 10月13日(水)～15日(金)、午後6時～9時、**所**葦原多世代交流センター、**対**

市内在住の中学・高校生、**内**学習室等での自習利用、**問**同センター ☎ 637・2422

こども育成支援会議を開催

時 10月29日(金)、11月8日(月)、午後6時～8時、**所**市HP参照またはお問い合わせください。**定**先着7人(当日空きがあれば傍聴可)、**内**市次世代育成支援行動計画(第4期)に係る実施状況報告ほか、**申**10月1日、午前9時から、電話または直接、こども政策課 ☎ 620・1625

来年度学童保育室の入室申請書類を配付

〔申請書類配付〕 時 10月11日(月)から、**所**学童保育課(閉庁日除く)、各小学校の学童保育室(日曜日・祝日除く午後1時～5時、土曜日は午前8時15分から)、市内の市立・私立保育所(園)、認定こども園、市HPからダウンロード可、**一**育受付(予約制) 時 12月2日(木)～8日(水)(日曜日除く)、午前9時30分～午後7時(8日は午後5時15分まで)、**所**市役所南館8階中会議室、**備**郵送での申請可(12月8日必着)、**問**同課 ☎ 620・1801

こども医療証は届きましたか

10月1日から、こども医療費助成の対象年齢が拡大(18歳到達後、最初の3月31日まで)され、それに伴い、入

来年度保育所等入所児童受付

受付方法等

〔直接、保育幼稚園事業課〕 11月1日(月)～20日(土)(日曜日、祝日除く)、午前8時45分～午後5時15分(土曜日は午前9時～午後5時)

〔対面受付(予約制)〕 受付とあわせて相談等を希望する場合、市役所での対面受付を希望する場合は、10月1日(金)から希望日の前日までに、右図読み取りから申し込んでください。



〔郵送〕 11月1日(月)～12日(金)(消印有効)に、〒567-8505 保育幼稚園事業課

対来年度中に保育所(園)・認定こども園(2・3号認定子ども＝保育部分を利用する児童)、小規模保育事業所または事業所内保育事業所(以下、「保育所等」)への入所を希望する人(出産前でも申込可)、**備**申込書は10月1日から、各保育所等または保育幼稚園事業課で配付(市HPからダウンロード可)。児童の問診は12月に実施(日時・場所は受付後、個別に通知)。期間中の申込が定員を超えた場合は、保育を受ける必要性に応じて、順次選考します。現在、入所中の人も11月19日までに在籍する保育所等で継続の申込が必要です。入所中の児童が転所(園)を希望する場合は、継続申請とは別に、11月20日までに転所(園)希望申請書の提出が必要です。**問**保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

障害児保育

市内の保育所(園)、私立認定こども園では、障害がある児童の入所希望者を次の日程で受け付けます。

時① 10月14日(木)・② 15日(金)、午前9時15分～正午、**所**①市役所本館3階第2会議室、②子育て支援総合センター5階会議室、**対**障害要件のみに該当する市内在住世帯の3歳以上(平成31年4月1日以前生まれ)で身体障害者(児)手帳または療育手帳を有する児童、または、医療機関等で障害または発達遅滞が認められる児童、**持**身体障害者(児)手帳または療育手帳(写)、または診断書、**備**申込書は10月1日から各保育所等または保育幼稚園総務課で配付。10月8日までに電話で保育幼稚園総務課に要予約。面接がありますので、必ず保護者と児童でお越しください。なお、保育所等の定員の状況等で希望にそえない場合もあります。**問**保育幼稚園総務課 ☎ 655・2753



定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

来年度市立・私立幼稚園等 園児を募集

問 保育幼稚園事業課 ☎ 620・1638

【市立幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）】

一斉受付 10月1日、午前8時45分～7日、午後4時30分に、市 HP（右下図読み取り）から申込、市 HP での申込ができない場合は10月1日・4～7日、午後2時30分～4時30分に、必要書類（市立幼稚園・認定こども園、同課で配付）を直接、入園希望の市立幼稚園または認定こども園へ提出してください。



随時受付 **時** 10月31日（日）、午前10時～11時（午前9時30分～10時に整理券を配布し、抽選で受付順を決定。10時以降は先着順）、11月1日以降も随時受付、**所** 同課、**内** 一斉募集後に定員に空きのある園の入園申込、定員に達している園は入園の順番待ちの受付、**持** 印鑑、マイナンバーのわかる書類、運転免許証等身分証明書、**備** 各市立幼稚園等の空き状況は市 HP 参照、または同課にお問い合わせください。

【私立幼稚園】 受付は10月1日から

【私立認定こども園（1号認定子ども）】 詳細は各園にお問い合わせください。

まちづくり

病院誘致あり方検討委員会を 開催 **保**

時 10月15日（金）、午後2時から、**所** 障

院時食事療養費が助成対象外になります。対象者にこども医療証（うすだいい色）を送付しましたので、10月1日以降は、新しい医療証を使用してください。なお、古い医療証を持っている人は破棄してください。**問** こども政策課 ☎ 620・1625

都市計画変更の説明会

害福祉課相談室、**定** 先着15人（当日空きがあれば傍聴可）、**内** 病院誘致に向けた今後の方向性の検討等をモニター視聴、**備** 一時保育は10月7日までに要申込、**申** 10月1日、午前9時から、電話またはファックス（氏名・電話番号を記入）で、医療政策課 ☎ 655・2756、**問** 622・1877

時 10月27日（水）、午後7時から、**所** 市役所南館8階中会議室、**対** 市民、**内** 玉櫛・真砂東・横江地区土地区画整理事業の都市計画変更、**申** 10月22日までに、都

市政策課 ☎ 620・1660

全国瞬時警報システム（Jアラート） の全国一斉情報伝達試験を実施

地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝える同システムを用いた全国一斉情報伝達試験を実施します。

時 10月6日（水）、午前11時頃、**内** 市内80か所に設置している屋外拡声器による試験放送（放送内容は自動応答サービス ☎ 050・5433・9161で確認可）、**問** 危機管理課 ☎ 620・1617

10月11日～20日に 全国地域安全運動を実施

市民一人ひとりが防犯に対する認識を深め、犯罪の被害を防止しましょう。運動の重点取り組みは次のとおりです。▼子どもと女性の犯罪被害防止、▼特殊詐欺の被害防止、▼自動車関連犯罪の被害防止、**「安まちアプリ」** 警察からアプリで、特殊詐欺や不審者情報等の発生情報がタイムリーに届きます。**「安まちアプリ」** で検索してください。**問** 茨木警察署生活安全課 ☎ 622・1234

消火器の破裂事故にご注意を

火災時に使用した点検未実施の消火器が破裂し、負傷する事故が相次いでいます。設置義務のある消火器は、製造から10年経過または本体容器に腐食



等が認められた場合、耐圧試験を実施する必要があります。怠ると、破裂等の重大な事故につながるほか、火災時に機能を発揮できないおそれがありますので、適正な維持管理をお願いします。**問** 予防課 ☎ 622・6950

自転車を盗難から守りましょう

大阪で最も被害の多い犯罪は自転車の盗難です（昨年18677件）。自転車の盗難の約半数は無施錠が原因です。大切な財産を守るため、自転車を停める時は必ず鍵をかけましょう。シンダー錠やディンプル錠にする、ワイヤー錠で二重にロックするなど効果的です。また、自転車防犯登録は法律上の義務です。**問** 府自転車商防犯協力会 ☎ 06・6629・0750

10月15日～21日は違反建築防止週間

市では、違反建築防止のため、期間中にポスターの掲示等の啓発活動と現

各施設の休館日等は市 HP 等でご確認ください。

問 問合先、**問** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

場パトロールを実施します。違反建築物の未然防止と良好な市街地の環境を形成するため、ご理解とご協力をお願いします。**審査指導課** ☎620・1661

10月は建設リサイクル法に基づく全国一斉パトロール月間

市では、期間中に法令の周知・啓発と分別解体・再資源化の適正な実施の確保のため、関係機関と合同で現場パトロールを実施します。ご理解とご協力をお願いします。**審査指導課** ☎620・1661

いばらき・学生等連携事業補助制度

市では、学生団体、高校生団体や学生と連携する市民団体が取り組む地域の魅力づくりや課題解決に向けた活動に対して、補助金を交付します。募集要領・申請書類は、市HPからダウンロードしてください。**申**10月11日までに、政策企画課 ☎620・1605

多世代近居・同居を支援する補助制度のご利用を

対子世帯（中学生以下の子がいる世帯または40歳未満の夫婦世帯）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが近居・同居するために、住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥**上限30万円、**備**その他条件あり、**問**

居住政策課 ☎655・2755

建築物の耐震診断・改修補助・除却補助制度

対平成12年（非木造と除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内**左表のとおり、**備**詳細はお問い合わせください。**問**居住政策課 ☎655・2755

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断補助	木造住宅	耐震診断費用の11分の10	50,000円/戸
	共同住宅・長屋等（木造住宅除く）	定額（戸数分）	25,000円/戸
	特定建築物（一定規模以上）	耐震診断費用の50%	1,250,000円/棟※2
	木造住宅（設計）※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
耐震改修補助	木造住宅（改修）	700,000円/戸（定額） （一定所得以下の世帯は900,000円/戸）	
	賃貸共同住宅	①②のいずれか少額な方	10,000,000円/棟
	分譲共同住宅	①50,200円/㎡	25,000,000円/棟※2
	市指定緊急交通路沿道建築物	②工事費用の1/3※3	50,000,000円/棟
補助除却	木造住宅	400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	

※1 耐震改修工事を行う場合に限る、※2 府の間接補助含む、※3 市指定緊急交通路沿道建築物の場合は工事費用の30分の11

住宅・事業所での緑化を補助

道路に面した場所で新たに植え込みやシンボルツリー等を植栽する際、それに伴うブロック塀、フェンスの撤去、建物の壁面や塀の緑化に要する費用の2分の1を補助します（上限あり）。**備**必ず工事着工前に申請してください。要件等詳細は市HP（左図読み取り）参照、またはお問い合わせください。5いばらき環境ポイント付与、**問**公園緑地課 ☎620・1654



水道の修理の際はご連絡を

水道本管からメーターまでの修理は、工務課に連絡してください。メーターから蛇口までの修理は、市指定給水装置工事業者へ申し込んでください。また、平日の夜間、土・日曜日、祝日は、市が委託している市水道工事業協同組合 ☎626・2300へご相談ください。**問**同課 ☎622・2308

開栓・閉栓は電子申込のご利用を

水道の利用開始・終了（開栓・閉栓）の際は、営業課への届出が必要となります。届出は電子申込が便利です。詳細は市HPをご覧ください。**問**同課 ☎620・1691

雨水貯留タンク設置補助のご利用を

雨水貯留には、散水等に利用すること



とによる節水効果や浸水軽減効果等がありますので、設置をご検討ください。

対新たに購入する次の全てに該当する人、①下水道が使用できる区域内に設置する、②過去に同制度による助成を受けていない、③貯留容量が80ℓ以上ある市販のものを設置、**¥**購入費の3分の2（上限3万円、本体と雨といからの分水器・雨とい本体の接続部品・本体の架台等の専用製品・消費税を含む、設置工事費除く）、**備**戸建てⅡ1建築物につき1基、集合住宅Ⅱ屋根面積100㎡につき1基、申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、**申**申請書（下水道施設課で配付、市HPからダウンロード可）を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1667

近畿圏パーソントリップ調査にご協力を

人の1日の動きを捉えるため、10



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または 問・申 でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

10月は3R推進月間

一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、ごみを減らし、限りある資源を大切に利用していく循環型社会を実現します。この機会に生活を見直し、3つのRを実践するなど、自分にできることから始めてみましょう。問資源循環課 ☎ 620・1814

Reduce 1番大切なR ごみを増やさない

- ・食事は残さず食べる
- ・詰め替え等ごみの減量に配慮した商品を選ぶ
- ・買い物にはマイバッグを持参する



Reuse 2つめの大切なR くり返し使う

- ・壊れた物は修理して長く使う
- ・フリーマーケット、レンタル、リサイクルショップ等を積極的に利用する



Recycle 3つめの大切なR 資源として再生する

- ・資源物とごみはきちんと分別して出す
- ・地域の集団回収に協力する



環境

トセンター ☎ 0120・116・106

家庭用生ごみ処理機等の購入費 助成の申請はお早めに

■購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、①電気を必要としない容器（コンポスト容器等）②1基につき上限5千円、③電源を必要とする機器（生

食品ロスの削減にご協力

10月は食品ロス削減月間です。まだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」の多くは、家庭から発生しています。次のように工夫して、食品ロスを減らしましょう。▼買い物の前に、冷蔵庫の中をスマートフォンで撮って、買いすぎを防止、▼野菜は、皮を薄くむく、芯まで食べるなど、捨てる量を減らす、▼外食するときは、注文しすぎないように心がける。

■市では、食品ロスに関するリーフレットを作成していますので、ご活用ください。詳細は市HPをご覧ください。問資源循環課 ☎ 620・1814

PCB廃棄物は適正な処理

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む電気機器（変圧器、コンデンサー、業務用の照明用安定器等）を、事業所で使用または保管する際は届出が必要です。電気室、キュービクル、倉庫等を点検し、PCBを含む電気機器がある場合は、すぐに届け出てください。

商工・消費生活

小売店等の活性化を支援

市内小売店等の活性化を図るため、事業者へのアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人のみ）や、商店街または中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店のみを予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助（上限50万円）しています（工事計画前に要相談）。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用できます。問商工労政課 ☎ 620・1620

障害者雇用奨励金のご利用を

市では、障害者の雇用を促進するため、障害者雇用奨励金制度を設けています。【奨励金】図知的・精神・重度身体障害者の市民を雇用保険の一般被保険者として雇用し、国の特定求職者

PCB含有の有無は、機器メーカーやJSCOP等で判別できます。高濃度PCB廃棄物の処分期間は昨年度末で終了しました（低濃度は令和8年度末まで）。もし、高濃度PCB廃棄物が事業所で発見された場合は、直ちに処分を行う必要がありますので、至急ご連絡をお願いします。問府産業廃棄物指導課 ☎ 06・6210・9583

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問問合先、☎ メールアドレス、HP ホームページ、☎一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

雇用開発助成金を受給した従業員数300人以下の事業主、**内**左表のとおり、**申**支給対象期が終了した月の翌月から3か月以内に、商工労政課、**一面接会参加企業募集**時11月25日(木)、午後1時～4時、**所**福祉文化会館3階、**対**障害者の採用を考えている企業、**内**市障がい者就労支援フェアで実施する合同就職面接会で、障害のある求職者との採用面接、**申**10月14日までに、電話で同課 ☎ 620・1620

対象労働者	支給額
重度身体・知的障害者	第1～3期に各30万円
重度身体・知的障害者(短時間労働者)	第1・2期に各21万円
精神障害者、重度以外の知的障害者	

特定求職者雇用開発助成金の対象期間を終了した月の翌月から起算し、6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1～3期)とする。

中小企業事業資金融資の活用

市では、保証協会の保証付の市内中小企業向け事業資金融資のあっせんを行っています(下表のとおり)。融資の申込に手数料は必要ありません。なお、制度には制約等があります。詳細はお問い合わせください。また、一部の融資には次のとおり補助があります。**【信用保証料の補助】**対右下表のうち、600万円以下の制度融資、**持**信用保証委託申込書(写)、印鑑(法人は

制度名	限度額	期間	貸付年利率
市 ①中小企業振興資金融資	1,250万円(無担保)	600万円以下=60か月以内、600万円超1,250万円以下=84か月以内	5年以内=0.9%、5年超7年以内=1.0%
②中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円(無担保)	120か月以内	金融機関所定(1.0%以下)
府 ③小規模サポート資金	2,000万円(無担保)	84か月以内	1.4～1.6%
④開業サポート資金	3,500万円(無担保)		1.0～1.4%
⑤経営安定資金※	2億円(うち8,000万円は無担保)	(危機関連)120か月以内	金融機関所定
新型コロナウイルス感染症	⑥4,000万円	⑥120か月以内 ⑦84か月以内	1.2%
⑥伴走支援型資金※	⑦2億円(うち8,000万円は無担保)		
⑦対応緊急資金※			
上記以外の融資制度あり			

10月1日現在。貸付年利率は変更する場合があります。※原則、市の認定が必要

高齢者雇用を支援

4月から、70歳までの就業機会の確保が事業主の努力義務になりました。働く意欲がある高齢者が能力を発揮できるよう、市とハローワーク茨木では、事業主へ啓発チラシの送付等を行うなど、高齢者雇用の支援に取り組んでいます。公共職業安定所や(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、高齢者を積極的に雇用する事業主の皆さんへの、各種助成金を支給しています。そのほかに、高齢者雇用に関する相談援助を行う制度もありますので、ご利用ください。**岡同機構大阪支部** ☎ 06・7664・0722

府最低賃金改正のお知らせ

10月1日から、府最低賃金が992円に改定されます。パート、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。特定の産業の労働者は、特定(産業別)最低賃金が定められています。**岡大阪労働局賃金課** ☎ 06・6949・6502

労働保険料の納付を忘れずに

労働保険料第2期分の納付期限は11月1日です。事業主は忘れずに納付してください。なお事務組合へ事務委託している場合は納付期限が異なります。**岡茨木労働基準監督署** ☎ 604・5310

消費生活だより

困り事は、気軽に相談ください。**岡消費生活センター** ☎ 624・1999

スマートフォンの通話切り忘れに注意!

【事例】携帯電話の料金が3万円を超えていた。スマホで友人と数分しか通話してはいないはずなのに、利用明細を見ると8時間話したことになる。自分からかけた通話が切れていなかったようだ。



【回答】「請求書を見たら長時間の通話時間が記載されていたが、覚えがない」という相談が多数あります。スマホは、画面上で通話終了マークをタップしないと原則通話は終了しません。電源ボタンや他のボタンを押しても通話が切れない機種もあります。「画面が暗いので、切れている」と思っていた「などというトラブルを防止するため、操作に慣れない人は周りの人に聞いたり、スマホ教室等を利用したりするなど、基本的な操作方法を確認しましょう。」



イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無等は市・各主催団体 HP または **問・申** でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

退職金は中退共制度で

中小企業退職金共済（中退共）は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる制度です。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。家族従業員も加入できます。詳細は中退共HPをご覧ください。問 中退共大阪コーナー ☎ 06・6536・1851

茨木商工会議所の無料相談

時・内 10月18日(月)、11月15日(月)、12月20日(月)、**金融相談(事業資金・教育ローン)** 午後1時～3時、**創業相談** 午後2時～4時、**所・問** 茨木商工会議所 ☎ 6631

府労働相談センターのご利用を

時 平日、午前9時～午後0時15分・1時～6時(不曜日は8時まで)、**所** エル・おおさか南館(大阪市中央区石町二丁目5-13)、**備** 出張相談は豊能・泉北・南河内府民センターで実施(前日まで要予約)、**問** 府労働相談センター ☎ 06・6946・2600

求人

保育所・幼稚園 (会計年度任用職員)

所 ①保育所、②幼稚園、**対** ①保育士(資

格要)、早朝・夕方保育(資格者優先)、看護師(資格要)、②担任外、介助員(幼稚園教諭免許要、預かり保育(免許未更新・保育士資格のみでも可)、**¥**(例) 保育士(フルタイム) 月給20万4千円程度、②介助員 18万9千円程度、**備** 詳細は市HP参照、**申** 市HP(左図読み取り)から申込み、**た**は、電話で人事課 ☎ 620・1601



その他

マイナンバーカードの交付窓口を一時休止

時 10月28日(木)・29日(金)、**問** 市民課 ☎ 620・1621

川端康成文学館の臨時休館

時 10月2日(土)、**問** 同館 ☎ 625・5978

シニアプラザいばらきの臨時休館

時 11月1日(月)～来年1月末(予定)、

問 地域福祉課 ☎ 620・1634 施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用は遠慮ください。なお、福祉文化会館・クリエイトセンターの11月抽選分の申込受付は10月20日～31日に行います。**【福祉文化会館】** 文化ホール 来年11月2日・26日 午後1時～10時、11月3日・20日・27日 午前9時～午後5時、**【クリエイトセンター】** センターホール 来年11月2日 午後1時～10時、11月3日・4日・12日・13日・18日・20日・26日 終日、11月5日 午前9時～午後5時、**多目的ホール** 来年5月11日・25日 午前9時～午後5時、**【生涯学習センター(火曜日休み)】** きらめきホール 来年5月12日・19日・26日 午後0時30分～3時・6時30分～9時30分、**【ローズWAM(火曜日休み)】** ワムホール 来年5月8日 午後0時30分～6時、5月19日 午前9時～午後3時

【コミュニティ活動事業に助成

(一財) 自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、市やコミュニティ組織(自治会等)が実施する事業に助成を行っています。詳細は市HPをご覧ください。



内 ①コミュニティの推進に関する事

業、②青少年健全育成のための親子で参加するイベントや事業、**備** 事前相談要、多数の場合抽選、**申** 10月1日～8日(必着)に、申請書(市HPからダウンロード)を、郵送または直接、①〒567-8505 市民協働推進課 ☎ 620・1604、②〒567-0881 上中条二丁目11-22、社会教育振興課 ☎ 622・5180

ハロウィンジャンボ・ハロウィン ジャンボミニ宝くじの発売

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。府内の宝くじ売り場またはインターネットでお買い求めください。

時 **【発売期間】** 10月22日(金)まで、**【抽せん日】** 10月29日(金)、**問** (公財) 府市町村振興協会 ☎ 06・6941・7441

ご寄附ありがとうございました

次の皆さんから、市へのご寄附(10万円以上、または相当品)をいただきました(敬称略)。

◆(有)UGアーバンガレージバスケットボール5号球32球、◆(株)アールイーセントラルバスケットボール5号球23球、◆(株)グラセルバスケットボール5号球320球、◆NPO法人リーディングサービスN 162万3096円、◆茨木ライオンズクラブII アイソレーションフード2式、◆(株)T.M.G イドローン500機

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**✉** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり(原則有料、詳細は事前にお問い合わせを)

10月の無料相談

祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、44ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	と き	ところ	相談内容	と き	ところ
相続、離婚等の法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※)	市民生活相談課 ☎620・1603 ※前日、8:45から電話で予約(前日が土・日曜日、祝日の場合は、その直前の開庁日)	女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日除く)、 10:00～16:00(要予約)	男女共生センター ローズ WAM ☎620・9920
日曜法律相談 (先着7人)	31日(日)、9:00～12:30 (27日、8:45から電話で予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日除く)、 10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※)		男性のための電話相談	20日(水)・27日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。		女性のはたらき方相談	8日(金)、9:30～12:30 (要予約)	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着5人)	6日(水)、9:30～12:00(※)、 相続、遺言、離婚協議書、許可申請等		女性法律相談	16日(土)・21日(水)、 9:30～12:30 (1日、9:00から電話で予約)	
司法書士相談 (各日先着5人)	6日(水)=登記、相続、20日(水)・ 27日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00(※)		仕事なんでも相談	28日(水)、13:00～16:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757
土地家屋調査士相談 (先着5人)	20日(水)、9:30～12:00(※)、 土地の境界等	消費生活センター ☎624・1999	DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
宅地建物取引相談 (先着5人)	21日(水)、9:30～12:00(※)、 不動産取引等		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	人権センター ☎622・6613
税務相談 (先着5人)	14日(水)、13:00～16:00(※)		人権や生活上のさまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③鷺持☎626・5660 ④人権・男女共生課 ☎620・1640
戸籍相談 (先着4人)	21日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)		お仕事じっくり相談 (要予約)	①1日(金)・②20日(水)・ ③28日(水)、13:30～15:30	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、9日(土)・23日(土)、9:00～ 12:00	市民生活相談課	くらし設計相談 (要予約)	①15日(金)・②8日(金)・ ③23日(土)・④1日(金)、 13:00～17:00	
人権擁護委員による人権相談	14日(水)・28日(水)、 13:00～15:00		いばらきにじいる電話相談	23日(土)、15:00～20:00、 セクシュアルマイノリティ等	☎080・2395・3015
ひとり親のための法律相談	26日(水)、13:00～16:00 (1日、8:45から電話で予約、 こども政策課☎620・1625)	こども政策課 ☎620・1625	生活困窮に関する相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00(予約優先)	くらしサポートセンターあすてつが茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752
母子・父子・寡婦家庭相談 (離婚前也可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎620・1636 (FAX)627・1692	経営相談	毎週月～金曜日、 10:00～17:00(予約優先)	商工労政課 ☎620・1620
聴覚障害者生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	あけぼの学園 ☎626・0105	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)	
障害児相談(18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	教育センター ☎626・4400	仕事なんでも相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、28日は12:00まで)	消防本部 ☎622・6955
教育相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)		防火相談	毎日、9:00～17:00	
電話教育相談 ☎625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00		緑の相談	1日(金)、10:00～12:00・ 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等	市役所南館 1階ロビー 岡公園緑地課 ☎620・1654
「いじめ」ホット電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970(小・中学生対象)、 ☎627・5511(保護者対象)、 上記以外は☎0120・7285・25		分譲マンション管理相談会 (先着4組)	12日(水)、9:00～12:00 (5日までに要予約)	居住政策課 ☎655・2755
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)			
発達相談(小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00(要予約)				

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、